



【補助教材 3】教育法規の過去問（平成15年度～令和 7 年度）

- ① 【補助教材 3】は、教育法規の過去問の特集です。
- ② 出題当時の条番号・条文にその後改正があった法令は、現行の条番号・条文に修正してあります。
- ③ 実際の 5 肢選択式の問題を、あえて正答の語句を書き込む問題に作り替えてあります。
- ④ 解答用紙は、語句を書き込むタイプの解答用紙 A を用意してあります。
- ⑤ 【補助教材 6】教育小六法を傍らにおいて取り組むことを強くお勧めいたします。
【補助教材 6】教育小六法は、過去問（沖縄県の出題の傾向）を意識して編集してあります。
- ⑥ 勉強をすすめていくうち、似たような問題が繰り返されていることに気がつきます。
- ⑦ 利用の便を考慮し、製本してあります。

これまでの試験で教育法規の問題がいかに多いか、ご案内のとおりです。

しかも、何年か経って、同じ法令から出題される傾向があります。

このために、徹底して過去問を確認しておく必要があります。

次頁以降に見本（表紙はカラー、本文はモノクロ）



【補助教材 3】 教育法規の過去問

①平成15年度～令和7年度

○【補助教材 3】教育法規の過去問を特集

「相手の手の内を知る そのためには、過去の傾向を体で覚えることです。「歴史は繰り返す」－沖縄の問題がまさにそのとおりです。———これが教員採用試験に合格するためのイロハのイ」

第1次試験に向けた【講座1】教職教養予想問題（全40回）に付属する【補助教材3】は、教育法規に関する過去問の特集です。これまでの試験で、教育法規からの出題がいかに多いか、お気づきのことと思います。

平成15年度（平成14年実施）試験以降、これまでの過去問をすべて収録してあります。

- ① 教育法規の問題は、時間をかけずに確実に得点を稼げる分野です。出題される範囲も限られています。
- ② 法令には改正がつきものです。改正のあった部分は、問題に使われた当時の条文ではなく、すべて現行の条番号、条文に改めました。
- ③ この教材は語句の「選択」ではなく、書いて覚える「書き込む」問題に作り替えています。条文中の正答以外の語句にも注意を払って下さい。お送りしてある「語句を書き込むタイプの解答用紙」をお使い下さい。
- ④ 手元の「教育小六法」を傍らに、全問、確実に確認しながら習得（暗記）して下さい。
- ⑤ あと一つ、時間をかけずに確実に得点を稼ぐことができる分野があります。【補助教材4】で特集します。

教員候補者選考試験
【補助教材3】

受験番号		氏 名	
------	--	-----	--

教 職 教 養

【補助教材3】の一例

●平成15年度（平成14年実施）→ 実際の問題を、正答の語句を書き込む形式に作り替えた

大問1 次の文は、学校教育法第31条の条文である。文中の 31 に適切な語句を答えなさい。【平成15年度】

第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特に 31 など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

（実際の問題は、ここに選択肢がある。）

【出題当時の実際の問題】

四 次の文は、学校教育法第18条の2の条文である。文中の 47 に最も適切な語句を下記の選択肢①～⑤の中から一つ選び、番号で答えなさい。

小学校においては、前条各号に掲げる目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特に 47 など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

47 ① クラブ活動 ② ボランティア活動 ③ 学級活動 ④ 勤労体験活動 ⑤ 委員会活動

大問2 次の各文は、学校教育法第12条及び学校教育法施行規則第63条の条文である。文中の 32 ～ 33 に適切な語句をそれぞれ答えなさい。【平成15年度】

(1) 学校教育法第12条

学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、 32 を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

(2) 学校教育法施行規則第63条

33 その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（中略）に報告しなければならない。

大問3 次の各文は、地方公務員法第33条及び教育公務員特例法第23条の条文の一部である。文中の 34 ～ 36 に適切な語句をそれぞれ答えなさい。【平成15年度】

(1) 地方公務員法第33条

職員は、その職の 34 を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(2) 教育公務員特例法第23条第1項

公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）
に対して、その採用（中略）の日から1年間の教諭又は保育教諭の の遂行に必要な事項に関する
 （次項において「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

大問 4 次の各文は、特別支援教育について述べたものである。文中の ～ に適切な語句をそれぞれ答えなさい。【平成15年度】

- (1) 学校教育法施行規則第130条第2項において「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、 である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」とある。
- (2) は、学校教育法第81条に基づいて、障害の程度が比較的軽度な児童生徒に対し、きめ細かな指導を行うため、特別に編制された少人数の学級である。

●令和 4 年度実施（午前の部）

大問 1 次の文は、学校教育法の一部である。文中の 31 ～ 33 にあてはまる語句をそれぞれ答えなさい。【令和 4 年度実施（午前の部）】

第35条 31 は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等 32 不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 33 その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 ～ 3 （略）

（実際の問題は、ここに選択肢がある。）

大問 2 次の各文は、教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部である。文中の 34 ～ 35 にあてはまる語句をそれぞれ答えなさい。【令和 4 年度実施（午前の部）】

(1) 教育公務員特例法第 1 条

この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の 34 に基づき、教育公務員の任免、人事評価、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第 1 項

市町村委員会は、県費負担教職員の 35 を監督する。

大問 3 次の各文は、障害者基本法、障害者の権利に関する条約の一部である。文中の 36 ～ 37 にあてはまる語句をそれぞれ答えなさい。【令和 4 年度実施（午前の部）】

(1) 障害者基本法第 4 条第 2 項

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ 36 配慮がされなければならない。

(2) 障害者の権利に関する条約第 7 条第 1 項

締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての 37 及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

●令和 7 年度実施（午前の部）

●令和 7 年度実施（午後の部）